

標 題:

「検査と証書の調和システム」(HSSC)
の発効について

NKテクニカル インフォメーション

No.: No: 321

Date: 平成 11 年 7 月 28 日

関係船主・造船所各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

「検査と証書の調和システム」(Harmonized System of Survey and Certification:以下 HSSC)に関する SOLAS 条約と Load Line 条約の議定書は 1988 年に IMO で採択されましたが、11 年の月日をかけようやく発効条件を満たし、2000 年 2 月 3 日より発効する運びとなりました。ついては御参考までにその概要を御紹介致します。なお、本会の取り扱いの詳細については、追ってお知らせ致します。

1 HSSC の目的

現在の SOLAS, Load Line, MARPOL の各条約及び IGC (International Gas Carrier Code), IBC(International Bulk Chemical Code), BCH(Bulk Chemical Code)の各コードにより要求される検査に基づいて発行される証書の有効期限は必ずしも一致しない場合があります。この為に船舶は頻繁に検査を受けなければならない状況があり、これを改善するため、Anniversary Date という概念を導入し、船舶に関するこれら条約・コードに関する検査を同一時期に行えるようにし、検査の円滑な実施と受検者の利便の向上を図るのが HSSC の目的です。

2 検査と証書の具体的取り扱い

証書の有効期間は全て 5 年に統一され、各条約/コードとも同一の Anniversary Date の前後 3 ヶ月に毎年検査を受けるようになります。(証書の更新にあたっては各証書の有効期限の切れる 3 ヶ月前以降であれば検査を受けた日から 5 年間ではなく、証書の有効期限が切れる日から 5 年間の有効期限を得ることができるようになります。

現行制度との相違点については添付 2 をご参照下さい。

なお、HSSC の発効に伴い、各証書の様式も変更になります。

3 条約手続き上の問題点

IMO の条約には、tacit 方式と呼ばれる採択の後に決められた期日がくれば自動的に発効する方式(世界船腹量の 50%を超える旗国政府の反対がない限り)と Explicit 方式と呼ばれる国内法制を整えた上、IMO へ批准を通知した国が要件を達成して初めて発効する方式の 2 種類があります。HSSC の導入の為に条約改正手続きに関しては SOLAS, Load Line

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。

は後者、MARPOL 及び IGC,IBC, BCH は前者となります。

このことから、SOLAS, Load Line の各条約に関しては 1988 年の議定書という形で改正を行ったため、両条約加盟国のうち、88 年議定書の批准国のみが HSSC を実施することになります。一方 MARPOL 条約 (IGC,IBC,BCH) に関しては SOLAS, Load Line の 88 年議定書の批准の有無に関わりなく条約加盟国であれば HSSC を実施しなければなりません。

従って国によっては SOLAS, Load Line については従来の検査と証書の発行方式によって、MARPOL 及び IGC/IBC/BCH については HSSC によって行うという場合があります。ところが 4 月に行われた IMO の BLG 小委員会で指摘され、5 月に開かれた第 71 回海上安全委員会 (MSC 71) ではこの点を解決するために、88 年議定書未批准国でも HSSC 方式の証書を発行するよう勧告する総会決議案 (本年 11 月採択予定) が承認されましたが、一部の国からは法律的側面から異議が唱えられています。

3 Load Line 条約の改正

Load Line 条約についてはこの 88 年議定書の発効に伴い、各種寸法に関わる定義の変更、傾斜試験の要求、排水管、舷窓位置、放水口、減少乾舷の具体的取扱い、航行帯域の変更等の技術基準も改正されます。(本会鋼船規則に関しましては字句修正にとどまり、本質的な改正点はありません) なお、今後同条約の改正は tacit 方式により改正ができるようになります。

現行システムと HSSC の主な相違点

項目	現行システム	HSSC
証書の有効期間	SC: 5 年 SE: 2 年 SR: 1 年 LL: 5 年 IOPP: 5 年 IGC/IBC/BCH: 5 年	SE/SR を含め全て 5 年
更新後の証書の有効期間満了日	更新検査の完了日から起算 (更新前の証書の有効期限が残っていても配慮されない)	更新前の証書の満了日から起算 (ただし、満了日三ヶ月前以前に行った場合を除く)
証書の有効期間の延長	証書の種類により不可。または 5 ヶ月以内	3 ヶ月以内
検査の時期 - SC 等の IS - SE	 - 証書の有効期間の中間日の前後 6 ヶ月 - 2 年毎に更新検査	- AD(Anniversary Date の導入) - 第二又は第三 AD の前後三ヶ月以内 - 更新検査は 5 年毎。その間 (第二又は第三 AD の前後三ヶ月以内) に Periodical Survey を行う